

## 震災救援所ってなんだろう(その2)～首都直下地震で皆さんに課せられる救助義務

前回に引き続き震災救援所のお勉強です。今回はより具体的な「災害救助法」でどんなことが決められているのか見てゆきます。災害救助法は内閣府HPの概要が分かりやすいので、それを更に要約しました。

### 災害救助法の概要 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)

- 1 目的** 災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。
- 2 実施体制** 救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
- 3 救助の種類、程度、方法** ①避難所、応急仮設住宅の設置 ②食品、飲料水の給与 ③被服、寝具等の給与④医療、助産 ⑤被災者の救出 ⑥住宅の応急修理 ⑦学用品の給与 ⑧埋葬 ⑨死体の捜索及び処理 ⑩住居又はその周辺の土石等の障害物の除去
- 4 強制権の発動** 災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

**災害救助法のポイント** 概要の実施体制にあるように、救助は都道府県知事が行うよう義務付けられています(第二条)。ただ、東京のような大都市では更に各**区長が救助活動**を行い(第三十条)、より地域に密接したきめ細かい活動が展開できるようになっています。国、都、区の三段構えで災害に対応してゆくということですね。また、「何をしてくれるの?」という点は被災者のもっとも気になるところですが、救助の種類では基本的に**衣食住についてはカバー**しますよ、という内容です。災害直後の交通、通信網の途絶に対しても備蓄倉庫や無線網により対応できるような体制がとられています。更に本法では都道府県知事(区長)に災害時の強制権も認めています。もちろん費用はあとで払われることとなりますが、食料品の提供、保管、運搬から医療施設の提供、土木工事、通信設備の提供など広範な強制権限を付与されているのも大きな特徴です。また、概要では触れていませんが、第二十五条では、**救助を要する者及び近隣の者を救助業務に協力させることができる**、という一文もあります。怪我をした方やお年寄りの方は無理ですが、元気な人は救助に協力してね、ということですね。

**震災救援所の法的根拠** 災害対策基本法、災害救助法と勉強してきましたが、やっと震災救援所にたどりつきました。要は災害救助法の規定によって、**区長は区立小中学校の施設を震災救援所として設置**し、被災者の救援に役立ててゆく、ということですね。また、基本法、救助法の各ポイントで触れましたが、**被災者を含む地域住民の協力も大きな力として必要とされている**こともご理解いただけたとおもいます。

今回は震災救援所の運営についてです。

減災ニュースに関するご要望、お問い合わせ 松尾 5932-0083  
町会HP <http://members3.jcom.home.ne.jp/wagamachi/>

